

〈平成 29 年度第 1 回総合教育会議 資料〉

平成 30 年 1 月 30 日

南魚沼市における就学支援のあり方の変更について
 ——障害のある子の判断・判定を中心とした就学相談の大きな見直し——

1 年長児の就学先（特別支援学級、総合支援学校）の決定について

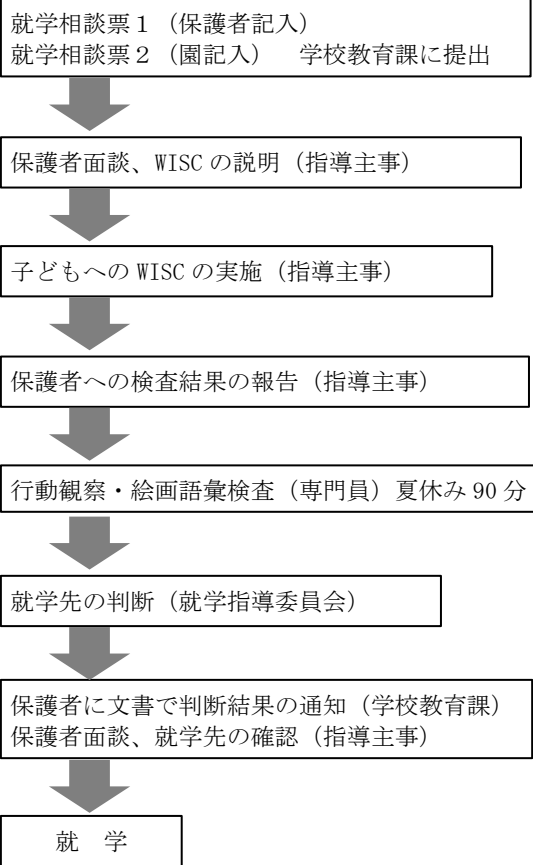
〈従来〉入学先を就学支援委員会が判断し、保護者に示す。（承諾か・拒否か）

〈今後〉観察や検査結果の情報を提供し、保護者と相談して入学先の合意形成を図る。

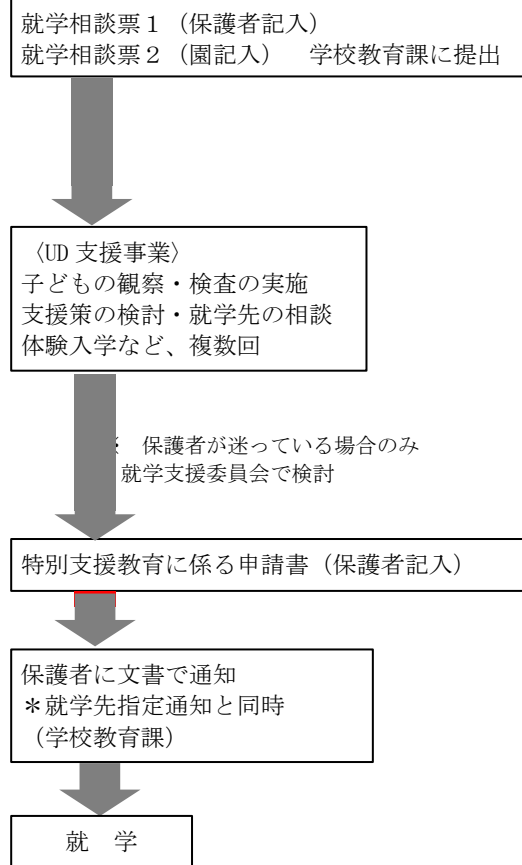
※ 相談はUD支援事業のスタッフが行います。

2 手続きの違い

〈従来〉



〈今年度（試行）〉

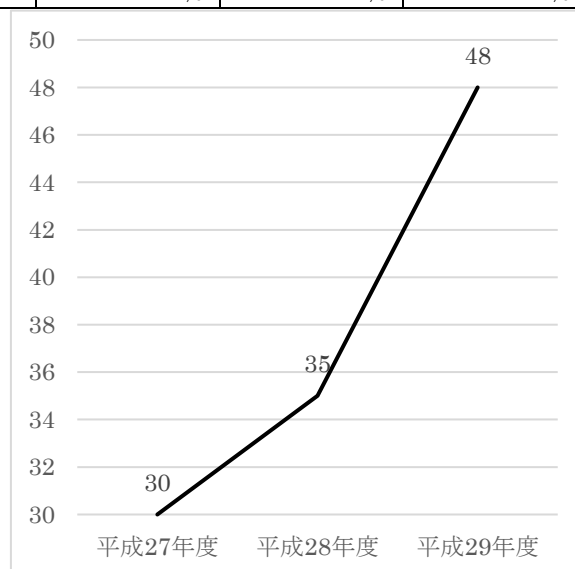


※ 就学先の決定は、教育委員会が行うことになっています。

3 特別支援学級への就学者の増加

変更したところ、特別支援学級に入学する子どもが大幅に増えた（従来は、全相談件数のうちの約30%が特別支援学級に入学→約50%になった）。保護者との相談が子どもに必要な支援の理解に結びついた。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談（判断）件数（人）…〈A〉	54	49	56
小学校特別支援学級への就学者数（人）…〈B〉	16	17	27
BのAに占める割合（％）	30％	35％	48％



4 就学支援を巡る国の状況等

- 国際的な人権条約「障害者の権利に関する条約」への批准（平成25年）に伴い、国内法整備が進められてきた。教育においては、障害の有無に関わらず全ての子どもが同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を追求することが求められており、そのため就学相談や就学先決定の在り方に係る制度改革が進められている。
- 今後の就学支援のあり方について〈特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告平成24年7月〉「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」